

■ 指定管理者制度の概要 ■

■ 「公の施設の管理」に関する制度

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとしています。

平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」に変わって創設された制度です。管理委託制度との主な改正点は下記のようになっています。

	管理委託制度	指定管理者制度
制度の概要	「委託」・「受託」という法律、条例に根拠を持つ、公法上の契約関係	最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者が「管理の代行」を行うもの
受託者・指定管理者となる対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの（1/2 以上出資等） 公共団体（土地改良区等） 公共的団体（農協、生協、自治会等） 	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）。個人は除く。
管理業務の範囲	行政処分にあたる使用許可については委託できない。	使用許可も管理権限の一環として指定管理者が行うことができる。
県の立場	施設の管理権限及び責任を有する。（受託者は、契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うのみ。）	管理権限自体の行使は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取消等を行う。

※ 指定管理者制度の下では、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません。

■ 指定にあたっての議会の議決

指定管理者となるためには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要になります。

（議決事項：指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体名称、指定の期間等）

■ 指定管理者による管理開始までの流れ（公募の場合）

指定管理者制度に移行するには、概ね下記のような手続きを経ることになります。

	手続きの流れ	内容
1	制度導入の方針決定	施設毎に施設の性格、機能、設置目的などを考慮し、施設のあり方を検討した上で、管理の基準、業務の範囲、指定期間、募集・選定方法、スケジュールなどについて基本方針を決定します。
2	指定管理者の募集	指定管理者の募集は、1～2ヶ月程度の募集期間を設定し、県の広報やHP等幅広い広報媒体によりお知らせします。
3	申請の受付	指定管理者の指定を受けようとする場合は、募集要項に定める申請書及び関係書類を県に提出します。
4	指定管理者の選定	指定管理者の選定にあたっては、必要に応じて外部有識者を含めた選定委員会を設置し、施設管理の公平性、効果性及び効率性、安定性について総合的に審査し、もっとも適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。
5	指定の議決	指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要になります。 (議決事項：施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間など)
6	協定締結	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。(管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など)
7	指定管理者による管理開始	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。(管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など)

農林水産部所管施設に係る指定管理者制度の導入について

施設名	開設年月日	所在地	設置目的等	担当課	指定管理者による管理運営状況等			指定管理者制度の導入(案)																																																
					指定管理者の名称	指定期間	制度導入の効果																																																	
1 緑化センター	S58.4.1	奥州市	県民の緑化に関する知識及び技術の普及向上を図り、生活環境の緑化の推進に資する。	森林整備課	特定非営利活動法人緑の相談室	H24年度～H26年度 〔3年間〕	① 管理者による施設の積極的なPRや事業内容の工夫により利用者を増加させた。 ② 緑化に対するニーズを的確に把握し、事業内容に反映させたことにより、利用者の増加に繋がっている。 ■利用者数の推移 (単位：人) <table border="1"> <tr><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr> <tr><td>4,060</td><td>3,593</td><td>5,619</td><td>5,693</td><td>6,337</td><td>6,303</td><td>3,701</td></tr> </table>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	4,060	3,593	5,619	5,693	6,337	6,303	3,701	次期指定管理者導入は平成27年度から																																		
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																		
4,060	3,593	5,619	5,693	6,337	6,303	3,701																																																		
森林公園	2 県民の森	S44.4.1	県民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上に資するとともに、青少年の森林に関する体験的学習による森林愛護思想の高揚を図る。	森林保全課	社団法人岩手県緑化推進委員会	H22年度～H25年度 〔3年間〕	① 管理者による事業の充実等により、全体的には利用者を増加させた。これにより、森林公園に対する認識が高まった。 ■利用者数の推移 (単位：人) <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr> <tr><td>県民の森</td><td>45,470</td><td>89,458</td><td>134,522</td><td>122,053</td><td>142,912</td><td>129,562</td><td>123,055</td></tr> <tr><td>滝沢</td><td>28,310</td><td>32,540</td><td>45,498</td><td>39,195</td><td>44,536</td><td>43,003</td><td>42,574</td></tr> <tr><td>千貫石</td><td>2,907</td><td>2,789</td><td>2,358</td><td>2,854</td><td>3,228</td><td>4,456</td><td>5,295</td></tr> <tr><td>大窪山</td><td>2,323</td><td>1,898</td><td>1,890</td><td>2,318</td><td>2,641</td><td>2,652</td><td>2,151</td></tr> <tr><td>折爪岳</td><td>7,874</td><td>12,116</td><td>11,518</td><td>10,212</td><td>10,676</td><td>11,590</td><td>11,051</td></tr> </table>	施設名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	県民の森	45,470	89,458	134,522	122,053	142,912	129,562	123,055	滝沢	28,310	32,540	45,498	39,195	44,536	43,003	42,574	千貫石	2,907	2,789	2,358	2,854	3,228	4,456	5,295	大窪山	2,323	1,898	1,890	2,318	2,641	2,652	2,151	折爪岳	7,874	12,116	11,518	10,212	10,676	11,590	11,051	次期指定管理者導入は平成26年度から
	施設名	17年度			18年度	19年度		20年度	21年度	22年度	23年度																																													
	県民の森	45,470			89,458	134,522		122,053	142,912	129,562	123,055																																													
	滝沢	28,310			32,540	45,498		39,195	44,536	43,003	42,574																																													
	千貫石	2,907			2,789	2,358		2,854	3,228	4,456	5,295																																													
大窪山	2,323	1,898	1,890	2,318	2,641	2,652	2,151																																																	
折爪岳	7,874	12,116	11,518	10,212	10,676	11,590	11,051																																																	
3 滝沢森林公園	S58.4.1	滝沢村	KO I W A I (小岩井農牧(株)、小岩井農産(株))	H24年度～H26年度 〔3年間〕	① 利用者料金制度を採用したことにより、管理者において積極的な広報(マスコミ、旅行会社、教育機関、福祉施設)が展開され、また、丁寧な対応等でサービスが向上し、利用者数は、指定管理者制度導入前と比較し、増加傾向にある。 ■利用者数の推移 (単位：人) <table border="1"> <tr><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr> <tr><td>11,688</td><td>13,728</td><td>15,296</td><td>16,454</td><td>15,974</td><td>15,401</td><td>7,426</td></tr> </table>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	11,688	13,728	15,296	16,454	15,974	15,401	7,426	次期指定管理者導入は平成27年度から																																				
17年度	18年度	19年度	20年度			21年度	22年度	23年度																																																
11,688	13,728	15,296	16,454			15,974	15,401	7,426																																																
4 千貫石森林公園	H6.5.1	金ヶ崎町	水沢地方森林組合																																																					
5 大窪山森林公園	H8.5.1	大船渡市	気仙地方森林組合																																																					
6 折爪岳森林公園	H6.5.1	二戸市	二戸市																																																					
7 水産科学館	S61.4.17	宮古市	水産資源、水産技術等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、県民の水産についての知識の普及及び教養の向上を図る。	水産振興課	宮古市	H24年度～H26年度 〔3年間〕	① 利用者料金制度を採用したことにより、管理者において積極的な広報(マスコミ、旅行会社、教育機関、福祉施設)が展開され、また、丁寧な対応等でサービスが向上し、利用者数は、指定管理者制度導入前と比較し、増加傾向にある。 ■利用者数の推移 (単位：人) <table border="1"> <tr><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr> <tr><td>11,688</td><td>13,728</td><td>15,296</td><td>16,454</td><td>15,974</td><td>15,401</td><td>7,426</td></tr> </table>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	11,688	13,728	15,296	16,454	15,974	15,401	7,426	次期指定管理者導入は平成27年度から																																		
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																		
11,688	13,728	15,296	16,454	15,974	15,401	7,426																																																		
8 種市漁港海岸休養施設	H11.4.1	洋野町	国土保全と調和の取れた施設(海浜公園)を設置することにより、快適な海浜利用及び休養の場の提供を行う。	漁港漁村課	(前指定管理者：洋野町)	現在指定管理せず ※H23年度～H27年度(5年間)の指定管理者を指定するも、H23年3月の東日本大震災津波により施設が被災したため、指定期間をH23.4.1～H23.6.10としたもの	① フィッシャリーナの施設管理が良好に図られたとともに、漁船との利用調整が適切に図られ、秩序ある漁港利用が促進された。 ② 指定管理者の判断による施設運営が可能となり、イベント等の開催に関して、指定管理者の自主的な判断により柔軟に運営ができるようになった。 ■利用者数の推移 (単位：人) <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr> <tr><td>種市休養</td><td>17,275</td><td>16,914</td><td>9,005</td><td>11,801</td><td>10,016</td><td>14,132</td><td>-</td></tr> <tr><td>種市F₁</td><td>20,804</td><td>21,101</td><td>20,721</td><td>19,753</td><td>19,622</td><td>18,528</td><td>-</td></tr> <tr><td>吉里吉里F₁</td><td>14,632</td><td>18,650</td><td>24,370</td><td>22,903</td><td>24,266</td><td>21,601</td><td>-</td></tr> <tr><td>箱崎F₁</td><td>13,840</td><td>13,983</td><td>15,423</td><td>13,839</td><td>15,119</td><td>11,601</td><td>-</td></tr> </table>	施設名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	種市休養	17,275	16,914	9,005	11,801	10,016	14,132	-	種市F ₁	20,804	21,101	20,721	19,753	19,622	18,528	-	吉里吉里F ₁	14,632	18,650	24,370	22,903	24,266	21,601	-	箱崎F ₁	13,840	13,983	15,423	13,839	15,119	11,601	-	平成18年度から5年間にわたり指定管理者による管理運営を実施した結果、適切に管理されており、制度導入効果の発現も認められることから、再度指定管理者制度を導入し指定管理を行う。								
施設名	17年度	18年度	19年度		20年度			21年度	22年度	23年度																																														
種市休養	17,275	16,914	9,005		11,801			10,016	14,132	-																																														
種市F ₁	20,804	21,101	20,721		19,753			19,622	18,528	-																																														
吉里吉里F ₁	14,632	18,650	24,370	22,903	24,266	21,601	-																																																	
箱崎F ₁	13,840	13,983	15,423	13,839	15,119	11,601	-																																																	
9 種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設	H8.4.1	洋野町	海洋性レジャーの進展に対応して、漁船と漁船以外の船舶を分離収容することにより、漁港利用の秩序を保持し、漁業と海洋性レクリエーションの調和ある発展を図る。	(前指定管理者：洋野町)																																																				
10 吉里吉里漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設	H8.4.1	大槌町		(前指定管理者：大槌町)																																																				
11 箱崎漁港レクリエーション等施設	H8.4.1	釜石市		(前指定管理者：根浜養殖組合)																																																				

施設の復旧を待って導入を検討